

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市福祉タクシー利用料金助成事業
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	在宅の重度心身障害者が社会生活を営むため利用したタクシー料金の一部を助成することにより、重度心身障害者の社会参加の促進を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的に、助成金を交付する
補助事業者	(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者。ただし、下肢又は体幹不自由者及び脳原性運動機能障害のうち移動機能障害である者は、1級から3級までに該当する者 (2) 療育手帳制度要綱第2の規定により療育手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が重度「A」と判定された者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級に該当する者
補助対象経費	タクシー利用券の交付（年間1冊：1枚500円×36枚＝18,000円）
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限18,000円（年間1冊：1枚500円×36枚）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由 社会参加を促すためには少額であっても広く支援する必要があるため
補助率等	定額
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 重度心身障がい者の経済的負担を軽減するとともに、社会参加の意欲の向上及び福祉の増進を図る必要があるため
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	要件該当者のうち、6割以上の交付 ○目標に対する費用対効果（計算式） 重度心身障がい者の経済的負担を軽減するとともに、社会参加の意欲の向上及び福祉の増進を図る ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113